

平成30年11月27日 定例記者懇談会 発表

## 中部運輸局自動車交通部

## 連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官  
岡田、横手 052-952-8038

同時発表：福井県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ

《速報》貨物自動車運送事業者に対する集中監査について  
～ 60事業者のうち、49事業者に法令違反の事実を確認 ～

中部運輸局では、平成30年10月に貨物自動車運送事業者を対象とした集中監査（別添参照）を行い、その速報結果を下記の通り集計しましたのでお知らせします。今後、違反事実が確定した場合には、処分基準に基づき厳正に処分を行います。

## 記

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	主な違反項目								
			点呼違反		過労運転防止違反		事業計画違反(営業所・車庫等)	指導監督違反		点検整備違反(定期点検)	
			点呼未実施	点呼簿不備	乗務時間等	健康診断		指導監督	適性診断		
愛知	25	20	13	12	14	7	5	6	9	2	
静岡	11	10	5	5	9	5	2	5	4	3	
岐阜	12	7	3	3	6	2	2	2	3	2	
三重	7	7	4	4	5	5	3	7	5	2	
福井	5	5	3	4	3	2	2	1	1	0	
計	60	49	28	28	37	21	14	21	22	9	

以上

## 中部運輸局自動車交通部

## 連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官  
岡田、近藤 052-952-8038

同時発表：福井県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ

## 貨物自動車運送事業者に対する集中監査について

中部運輸局では、貨物自動車運送事業者を対象として、輸送の安全確保状況の確認のため、下記により、10月に集中監査を実施することとしたのでお知らせします。

## 記

## 1. 集中監査の実施時期

平成30年10月1日(月)から平成30年10月31日(水)まで

## 2. 監査対象事業者

平成25年9月30日中運局公示第58号「自動車運送事業〔一般貸切旅客自動車運送事業を除く〕の監査方針について」に基づき選定

- (1) 都道府県公安委員会、労働局等から通報のあった事業者
- (2) 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の結果報告により、法令違反の疑いがある事業者
- (3) 事故や苦情から法令違反の疑いがある事業者
- (4) 新規許可した事業者のうち監査を実施していない事業者
- (5) 長期間監査を実施していない事業者

## 3. 重点監査項目

貨物自動車運送事業者において、酒気帯び運転・過労運転の防止、運転者の健康管理の徹底、運転者に対する指導監督の徹底が図られるよう、以下の項目に重点をおいて監査を実施する。

- (1) 点呼の確実な実施(睡眠不足の確認、アルコール検知器の保守管理等)
- (2) 運転者の勤務時間及び乗務時間に係る告示の遵守状況
- (3) 健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険の加入状況
- (4) 健康診断、適性診断の受診状況
- (5) 運転者に対する指導監督の実施状況
- (6) 運送約款に係る運賃・料金の届出や、認可申請の有無
- (7) 運行管理者講習の受講状況
- (8) 車両の点検・整備の実施状況

以上